

議案第74号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例案

一般職の任期付職員の採用等に関する条例を、次のように制定する。

平成25年12月 5 日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、市の職員（法第2条第1項に規定する職員をいう。以下「職員」という。）の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 任命権者（法第2条第3項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

- (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、短時間勤務職員（法第2条第2項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 守口市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（平成3年守口市条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第9条第1項に規定する介護休暇の承認

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による承認

（任期の特例）

第5条 法第6条第2項の条例で定める場合は、第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延長された場合その他やむを得ない事情により同条第1項若しくは第2項又は前条第1項から第3項までの規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で、これらの規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないときとする。

（任期の更新）

第6条 任命権者は、第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）又は同条第2項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「一般任期付職員」という。）の任期が5年に満たない場合にあっては、採用した日から5年を超えない範囲内において、あらかじめ特定任期付職員又は一般任期付職員の同意を得て、その任期を更新することができる。

2 任命権者は、第3条第1項又は第2項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付常勤職員」という。）又は第4条第1項から第3項までの規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の任期が3年（任期が3年を超える場合にあっては、5年。以下この項において同じ。）に満たない場合にあっては、採用した日から3年を超えない範囲内において、あらかじめ任期付常勤職員又は任期付短時間勤務職員の同意を得て、その任期を更新することができる。

(採用及び更新の承認)

第7条 任命権者は、第2条から第4条までの規定により任期を定めて職員若しくは短時間勤務職員を採用しようとする場合又は特定任期付職員、一般任期付職員、任期付常勤職員若しくは任期付短時間勤務職員の任期を更新しようとする場合には、市長の承認を得なければならない。

(特定任期付職員の給与に関する特例)

第8条 特定任期付職員には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	円 375,000
2	424,000
3	477,000
4	541,000

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。

3 特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

(特定任期付職員に係る給与条例の適用除外等)

第9条 職員の給与に関する条例（昭和38年守口市条例第26号。以下「給与条例」という。）第4条から第7条まで、第10条から第12条まで、第12条の3、第15条から第17条まで及び第20条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第19条第2項及び第5項の規定の適用については、同条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」と、同条第5項中「3級以上である職員」とあるのは「3級以上である職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 年守口市条例第 号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

(任期付常勤職員の給与に関する特例)

第10条 任期付常勤職員の給料月額については、給与条例の給料表

に定める1級及び2級を適用する。

- 2 任命権者は、任期付常勤職員の級及び号給を、任期付常勤職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。

(任期付常勤職員に係る給与条例の適用除外)

- 第11条** 給与条例第4条から第7条まで及び第10条の規定は、任期付常勤職員には、適用しない。

(任期付短時間勤務職員の給与に関する特例)

- 第12条** 任期付短時間勤務職員の給料月額については、給与条例の給料表に定める1級及び2級を適用し、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 2 第10条第2項の規定は、任期付短時間勤務職員の級及び号給に準用する。

(任期付短時間勤務職員に係る給与条例の適用除外等)

- 第13条** 給与条例第4条から第7条まで、第10条から第12条まで及び第12条の3の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。

- 2 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第13条第2項第2号、第15条第2項及び第3項ただし書、第22条並びに第25条第1項の規定の適用については、同条例第13条第2項第2号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 年守口市条例第 号）第6条第2項に規定する任期付短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」と、同条例第15条第2項及び第3項ただし書中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」と、同条例第22条中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」と、「再任用職員」とあるのは「再任用職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第6条第2項に規定する任期付常勤職員」と、同条例第25条第1項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」とする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(勤務時間条例の一部改正)

2 勤務時間条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「という。）」の次に「及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 年守口市条例第 号）第6条第2項に規定する任期付短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」を加える。

第6条第1項中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

3 職員の育児休業等に関する条例（平成4年守口市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

第2条に次の1号を加える。

(4) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 年守口市条例第 号。第8条において「任期付職員条例」という。）第6条第2項に規定する任期付短時間勤務職員（同条例第4条第3項の規定により採用された者に限る。第9条において「任期付短時間勤務職員」という。）

第12条を第13条とし、第9条から第11条までを1条ずつ繰り下げる。

第8条に次の1号を加え、同条を第9条とする。

(3) 任期付短時間勤務職員

第7条の次に次の1条を加える。

(育児休業に伴う任期付採用職員の給与の特例)

第8条 育児休業法第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員の給与については、任期付職員条例第6条第2項に規定する任期付常勤職員の例による。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

4 職員の退職手当に関する条例(昭和38年守口市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「、第28条の6第1項若しくは第2項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 年守口市条例第 号)第4条」に改める。

(職員の給与の臨時特例に関する条例の一部改正)

5 職員の給与の臨時特例に関する条例(平成25年守口市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の特例)

第5条 特例期間においては、一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 年守口市条例第 号。次項において「任期付職員条例」という。)の適用を受ける職員であって、同条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用されたものに対する給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に100分の7.77を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

2 特例期間においては、任期付職員条例第8条第3項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額から給料月額に100分の7.77を乗じて得た額に相当する額を減じた額」とする。

3 特例期間においては、第2条第2項第2号及び第5号並びに第3項の規定は、第1項の規定の適用を受ける職員に対する地域手当及び給与条例第26条第1項から第4項までの規定により支給される給与の支給並びに勤務1時間当たりの給与額の算出について準用する。この場合において、第2条第2項第2号中「当該職員の支給減額率」とあるのは「100分の7.77」と、同項第5号ア中

「前項及び前各号」とあるのは「第5条第1項及び同条第3項において準用する第2号」と、同号イ中「前項並びに第2号及び第3号」とあるのは「第5条第1項及び同条第3項において準用する第2号」と、同号ウ中「前項及び第2号」とあるのは「第5条第1項及び同条第3項において準用する第2号」と、同条第3項中「当該職員の支給減額率」とあるのは「100分の7.77」と読み替えるものとする。